

# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和7年 月 日

（名称）湯河原町地域公共交通会議

（代表名）会長 露木 豪

## 1. 生活交通改善事業計画の名称

タクシー事業者福祉車両導入促進事業（UDタクシー）

## 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

障がい者や高齢者、妊娠中の女性が、安心して交通機関を利用し、通院、買い物や社会参加を積極的に行うことができる環境を整備することが、社会生活を送る上で欠かせません。

その中で、唯一ドアツードアで移動可能な公共交通機関であるタクシーのバリアフリー化を推進することは、障がい者や高齢者等の交通弱者の外出を支える取組みとして大変重要です。

ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）は、広い開口部に車いす用のスロープを装備し、車いすのまま乗車できるとともに、すべての方が乗降しやすい車両となっています。

この車両を一般タクシーに導入し、あわせて乗務員研修を行うことで、全ての町民が利用しやすい公共交通として整備していきます。

## 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

### （1）事業の目標

令和6年度末時点で、湯河原町内に事業所を置くタクシー業者が保有する車両台数に対して、約42.4%がUDタクシーとなっている。

本町は、傾斜地やバス車両では運行できないエリアが多くあることから、引続き、UDタクシーの保有台数を45.0%以上となるよう、導入促進を図ります。

### （2）事業の効果

UDタクシーを導入することにより、高齢者や車いす利用者、ベビーカー利用者の移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車を利用していた者がUDタクシーの利用に移行することにより、公共交通利用者の増加が期待できます。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）	
(内容) 令和7年度 UDタクシーの導入 湯河原タクシー株式会社 1台 真鶴タクシー有限会社 1台	
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 湯河原タクシー株式会社 身体 1割 知的 1割 精神 1割 真鶴タクシー有限会社 身体 1割 知的 1割 精神 1割	
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）	
〈福祉タクシー車両に係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業です。	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
タクシー事業者福祉車両導入促進事業（UDタクシー）	6,057千円	1,200千円	0千円	0千円	4,857千円
	100%	19.8%	0%	0%	80.2%
※総事業費については見込み額を記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
タクシー事業者福祉車両導入促進事業（UDタクシー）	交付決定後着手2台 ● ●				未定				未定			
	—— 令和8年2月28日完了予定											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
令和7年7月 日から 日 協議を実施 同年8月 日計画策定 (同年 月 日開催の第35回湯河原町地域公共交通会議にて委員から合意を得る。)	

## 8. 利用者等の意見の反映

・実施事業者の湯河原タクシー株式会社及び真鶴タクシー有限会社が、それぞれ本計画に関する意見を募集。  
意見は寄せられませんでした。

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通政策課、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター
関係市区町村	湯河原町
交通事業者・交通施設管理者等	箱根登山バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、株式会社東海バス、湯河原タクシー株式会社、真鶴タクシー有限会社、門川ハイヤー有限会社、伊豆箱根交通株式会社、神奈川県小田原警察署
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	東洋大学教授、公共交通利用者の代表者、公募により選出された町民、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、湯河原町商工会、湯河原町老人クラブ連合会、湯河原町社会福祉協議会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1

(所 属) 地域政策課

(氏 名) 駒谷 啓太

(電 話) 0465-63-2111 (内線 233)

(e-mail) [kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp](mailto:kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp)